

2港子字第1429号

令和2年4月1日

改正 7港子若第3061号

令和8年4月1日

みなと保健所生活衛生課

子ども家庭支援部子ども若者支援課

子ども食堂の実施に関する区への届出手続きの取扱い方針

区内で民間団体等が行う地域の子どもたち等への食事及び交流の場を提供する取組（以下「子ども食堂」という。）における食品衛生法上の手続きの簡素化と、安全な食事提供の促進のため、反復継続して子ども食堂を運営する場合の取扱い方針を定めます。

1 背景・経緯

区は子どもの孤食解消と保護者の支援を促進するため、子ども食堂の安定的な事業の実施環境整備に向けた支援を行っています。また、令和2年2月には、子ども食堂の運営者や支援者、地域の福祉団体及び行政が情報共有や相互に支援できるつながりを構築するとともに、それぞれの会員の活動について情報発信や理解促進を図るため、港区子ども食堂ネットワークを設置しました。

上記の施策等により、区内の子ども食堂運営の機運が高まっている一方、食品衛生法等の法令に基づく手続きの煩雑さが子ども食堂運営者にとって障壁の一つとなっています。区内の子ども食堂を増やすためには、みなと保健所生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び子ども家庭支援部子ども若者支援課（以下「子ども若者支援課」という。）により子ども食堂の手続きを整備し、簡易な手続きで衛生的な子ども食堂を運営できるよう対応が必要です。

2 方針の目的

- (1) 子ども食堂の安定的な実施環境を整備すること
- (2) 子ども食堂の食品衛生法の手続きを明確化・簡素化すること
- (3) 子ども食堂の十分な衛生環境を確保すること

3 子ども食堂の取扱い

「子ども食堂や炊き出し等の福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を行う」場合、区は、「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供（開始・変更・廃止）届」（別紙1、以下「給食届」という。）及び「子ども食堂開始・変更・休止・廃止届」（別紙2、以下「子ども食堂届」）による届出を運営者に求めています。

区では、次のすべてに該当するものについては、「港区子ども食堂」として取扱います。

- (1) 港区子ども食堂ネットワークに加入し、専ら区内の子どもの孤食解消及び保護者支援を目的として、非営利で運営するものであること。
- (2) 参加はすべて申込み制とし、氏名、住所、連絡先等の情報を収集のうえ、参加者を特定すること。
- (3) 参加者から実費（材料費・光熱水費等）以外の対価を徴しないこと。
- (4) 食品衛生責任者を設置すること。
- (5) 安全管理、衛生管理を徹底し、万が一に備え、保険に加入すること。

4 港区子ども食堂運営者及び区の手続き

子ども食堂運営者及び区は、港区子ども食堂については以下のとおり手続きを行います。

- (1) 子ども食堂運営者は、子ども食堂を運営する年度毎に子ども若者支援課に、別紙1「給食届（開始）」及び別紙2「子ども食堂届（開始）」を提出します。
- (2) 子ども若者支援課は、前号の提出があった時は、生活衛生課と共有します。
- (3) 生活衛生課は、子ども食堂として取り扱えるか判断し、必要に応じて子ども食堂運営者に確認のご連絡や現地の視察等を行う場合があります。
- (4) 生活衛生課は、子ども若者支援課と上記の判断とその理由を共有し、互いに協力して円滑な事業の推進と実態の把握に努めます。
- (5) 子ども食堂運営者は、子ども食堂の内容に変更または休止する時は、子ども若者支援課に、別紙2「子ども食堂届（変更・休止）」を提出します。
- (6) 子ども若者支援課は、別紙2「子ども食堂届（変更・休止）」の提出があった時は、生活衛生課と共有し、協議します。
- (7) 子ども食堂運営者は、上記協議の結果必要とされる時は、別紙1「給食届（変更）」を生活衛生課に提出します。
- (8) 子ども食堂運営者は、区の求めに応じて実施状況について報告します。
- (9) 子ども食堂運営者は、子ども食堂を廃止した時は、子ども若者支援課に別紙1

「給食届（廃止）」及び別紙2「子ども食堂届（廃止）」を提出します。

- (10) 子ども若者支援課は、別紙1「給食届（廃止）」及び別紙2「子ども食堂届（廃止）」の提出があった時は、生活衛生課と共有します。

5 その他

- (1) 子ども食堂運営者は、港区子ども食堂で提供する食事について、参加者が自ら調理し飲食する場合についても、子ども若者支援課に、別紙1「給食届（開始）」及び別紙2「子ども食堂届（開始）」の提出をお願いします。
- (2) すでに飲食店営業の許可を受けている施設又は、集団給食施設の届出をしている施設において、「子ども食堂や炊き出し等の福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を行う」場合、継続的に実施することは可能とします。その際通常は、届出の対象になりません。しかし、港区子ども食堂ネットワークによる子ども食堂として運営する場合には、「方針3 子ども食堂の取扱い」及び「方針4 港区子ども食堂運営者及び区の手続き」に沿って、子ども若者支援課に、別紙1「給食届（開始）」及び別紙2「子ども食堂届（開始）」の提出をお願いします。
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けていない又は集団給食施設の届出をしていない施設に置いて、「子ども食堂や炊き出し等の福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を行う」場合、港区子ども食堂ネットワークに参加し、子ども食堂として運営するかどうかに関わらず、生活衛生課に、別紙1「給食届（開始）」の提出をお願いします。
- (4) 子ども食堂での飲食の提供が一度きりであっても、生活衛生課に、別紙1「給食届（開始）」の提出をお願いします。その際、別紙1「給食届（開始・廃止）」と同時にご提出いただくことができます。